

報告事項 3

退学処分に基づく損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年3月25日

教 職 員 課

退学処分に基づく損害賠償請求事件について

1 当事者

原告（控訴人、上告人）：県立高等学校の元生徒

被告（被控訴人、被上告人）：愛知県

2 事件の概要

(1) 経緯

平成 23 年 4 月、原告は県立 A 高等学校に入学し、同年 5 月に同級生を暴行し自宅待機となった。同年 10 月 1 日、原告は私立 B 高等学校に転学し、平成 26 年 3 月に同校を卒業した。

(2) 主張の内容

- ① 原告は暴行事件により自宅謹慎となった後、学校から復学するか他校へ転学するか選択するよう伝えられ、復学を希望したところ、当時の校長から、復学はできないので他の学校を探すように言われた（以下「本件処分」という。）。
- ② 原告の出席状況、学力、性行に問題はなく、学校の秩序を乱す恐れもなかった。学校は、原告に十分な教育を受けられるような教育的支援等の措置や、原告の心身の発達に応じた配慮をしていない。本件処分は口頭でなされ、処分の根拠法令等の告知や弁明の機会もない上、教員による体罰の懲戒処分と比較しても過度に重い。
- ③ 国家賠償法の規定により、私立 B 高等学校への転学により生じた授業料の損害と、県立 A 高等学校における学習機会を奪われたこと等により被った精神的苦痛に対する損害賠償を 285 万 3448 円支払うよう請求する。（提起日：令和 5 年 11 月 22 日）

3 判決の概要

(1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和 6 年 3 月 28 日）

控訴審判決 県側勝訴（令和 6 年 9 月 4 日）

上告審決定 県側勝訴（令和 7 年 2 月 27 日）

(2) 理由趣旨

①原告の父は平成 23 年 9 月上旬、本件校長と話し合いをして、原告を転学させる意向を有することになったこと、②愛知県立高等学校学則の規定に基づき、原告及び保護者である原告の父母が転学届を作成・提出した上で転学していること、③原告は転学先の学校に通学し、同学校を卒業したこと、④原告及び原告の父母は、転学先の学校を卒業するまで、校長の措置等について異議を述べた事情はうかがわれないこと等の事情が認められる。

これらの事情に照らせば、校長が転学を勧めるような働きかけ又は告知をしたことがあったとしても、転学は、原告及び原告の父母の意思に基づいて行われたものというべきであり、告知が国家賠償法違反とは認められない。